

「平成30年度和歌山県データを利活用した公募型研究事業」 業務仕様書

1 業務の目的

和歌山県では、データの利活用により、産学官のさらなるレベルアップを図るとともに、日本のデータ利活用の拠点となることを目指して、平成28（2016）年9月に「和歌山県データ利活用推進プラン」を策定した。

今後、統計的思考やエビデンスに基づく行政を推進していくため、本県が抱える具体的な課題に対し、データを利活用した高度な現状分析を実施し、得られた新たな知見を県の施策に反映する。

2 履行期限

最長平成32（2020）年度末

（ただし、複数年度にわたって業務を実施する場合でも、年度毎の研究計画、成果目標、支出計画等を作成し、年度毎に契約を締結する。また、平成30（2018）年度の契約により平成31（2019）年度以降の契約が保証されるものではなく、予算確保の状況等により、当初の計画よりも減額し、又は事業を打ち切る場合がある。）

3 業務内容

県が設定する研究課題について関係するデータを収集・分析し、問題が生じている要因の分析や課題解決に資する効果的な施策の提案等に関する研究を行う。

【研究課題】 和歌山県におけるベンチャーエコシステムの形成に向けて
～和歌山県の第二創業の実態～

和歌山県における開業及び第二創業の実態を調査し、和歌山県の開業率が全国平均と比較して著しく低位である要因を分析する。

また、第二創業に関するアンケート調査を実施し、第二創業を行った企業数・業種・資本状況等の実態を把握するとともに、「開業率」・「事業承継の後継者数」等の他の統計データとの関係性を分析することで、和歌山県のベンチャーエコシステムの特徴について分析を行う。

※ベンチャーエコシステム：ベンチャー企業が自律的に誕生し成長していくことができる環境

4 業務実施におけるその他の条件

（1）県との打合せ

研究の実施にあたっては、適宜、県との打合せを行うこと。

(2) 成果報告書の提出

受託者は各年度の3月末までに、研究の成果について、報告書（分析に使用した資料やデータ、その他の成果品一式を含む。）を書面（正本1部、副本4部）及び電子ファイルで提出すること。

(3) 研究成果報告会への出席

県において研究成果報告会を開催予定のため、研究代表者は当該報告会開催時には中間報告及び成果発表等に協力すること（旅費別途支給）。

5 その他

(1) 本業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 受託者の責による事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務を遂行するために県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で対応すること。

(4) その他、本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、県と受託者において別途協議のうえ対応するものとする。